

○工事現場等における施工体制の点検要領 新旧対照表

新	旧
<p>1～7 (省略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する(平成13年7月12日付け、土第949号)</p> <p>この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する</p> <p>この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する(平成20年2月12日付け、19土(技)第609号)</p> <p>この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する(平成25年4月24日付け、25土(技)第70号)</p> <p>この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する(平成27年3月24日付け、26土(技)第748号)</p> <p><u>この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する(平成28年5月 日付け、28土(技)第111号)</u></p>	<p>1～7 (省略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する(平成13年7月12日付け、土第949号)</p> <p>この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する</p> <p>この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する(平成20年2月12日付け、19土(技)第609号)</p> <p>この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する(平成25年4月24日付け、25土(技)第70号)</p> <p>この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する(平成27年3月24日付け、26土(技)第748号)</p> <hr/>

新			旧		
別紙ー1の1 工事現場等における施工体制チェックリスト			別紙ー1の1 工事現場等における施工体制チェックリスト		
I. 書類審査用			I. 書類審査用		
点検番号	チェックポイント	チェック方法等	点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)			【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		
111 ～ 113	(省略)	(省略)	111 ～ 113	(省略)	(省略)
114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1次)下請契約の予定総額が 40,000千円 以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。	建設業法第3条 建設業法第26条第4項	114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1次)下請契約の予定総額が 30,000千円 以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。	建設業法第3条 建設業法第26条第4項
115	現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者の雇用状況、常駐、専任 主任(監理)技術者は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。) 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場、または、兼任している工事現場で常駐するものであること。) 請負代金額 35,000千円 以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が 40,000千円 以上の場合に配置) 担当技術者は、当該工事に対し専任であること。	工事請負契約約款第10条第2項 建設業法第26条第3項、契約約款第10条第1項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第10条第1項	115	現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者の雇用状況、常駐、専任 主任(監理)技術者は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。) 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場、または、兼任している工事現場で常駐するものであること。) 請負代金額 25,000千円 以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が 30,000千円 以上の場合に配置) 担当技術者は、当該工事に対し専任であること。	工事請負契約約款第10条第2項 建設業法第26条第3項、契約約款第10条第1項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第10条第1項
116	(省略)	(省略)	116	(省略)	(省略)
【下請施工通知(申請)、再下請施工通知(申請)】 (工事請負契約約款第7条関係)			【下請施工通知(申請)、再下請施工通知(申請)】 (工事請負契約約款第7条関係)		
121 ～ 124	(省略)	(省略)	121 ～ 124	(省略)	(省略)
125	建設業許可 ①(1次)下請契約の総額が 40,000千円 以上の場合、元請業者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②5,000千円以上の下請の場合、下請業者は当該下請工事に対応した業種の建設業許可を受けていること。	建設業法第3条 (例:基礎工のみ…「とび・土工・コンクリート」)	125	建設業許可 ①(1次)下請契約の総額が 30,000千円 以上の場合、元請業者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②5,000千円以上の下請の場合、下請業者は当該下請工事に対応した業種の建設業許可を受けていること。	建設業法第3条 (例:基礎工のみ…「とび・土工・コンクリート」)
126	(省略)	(省略)	126	(省略)	(省略)
【施工体制台帳・施工体系図】 (愛媛県土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-10 関係)			【施工体制台帳・施工体系図】 (愛媛県土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-10 関係)		
131 ～ 135	(省略)	(省略)	131 ～ 135	(省略)	(省略)
136	下請業者の主任技術者の雇用状況、専任 下請業者が配置する主任技術者は、直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。また、 35,000千円 以上の下請の場合、主任技術者は、専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	建設業法第26条第3項 書類持参者に質問し、確認	136	下請業者の主任技術者の雇用状況、専任 下請業者が配置する主任技術者は、直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。また、 25,000千円 以上の下請の場合、主任技術者は、専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	建設業法第26条第3項 書類持参者に質問し、確認
137	(省略)	(省略)	137	(省略)	(省略)
【工事実績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-5 関係)			【工事実績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-5 関係)		
141	(省略)	(省略)	141	(省略)	(省略)
【その他】			【その他】		
151	(省略)	(省略)	151	(省略)	(省略)

新

別紙－１の２

Ⅱ. 工事現場用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【元請業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】		
211	(省略)	(省略)
212	主任(監理)技術者、専門技術者の所要資格の確認 主任(監理)技術者、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。(1次)下請契約の総額が 40,000千円 以上の工事については、監理技術者資格者証を有する監理技術者の配置が必要。監理技術者資格者証に記載されている、顔写真、所属建設業者名及び資格が本人であること。所属建設業者及び資格が相違ないことを確認。))	各技術者の技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等により確認
213 ～ 215	(省略)	(省略)
216	主任(監理)技術者の専任の確認 請負代金額 35,000千円 以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
【工事施工体制の確認】		
221 ～ 225	(省略)	(省略)
226	下請業者の主任技術者の専任の確認 35,000千円 以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業日報等により確認
227 ～ 228	(省略)	(省略)
【現場における施工体系図の掲示等】		
231 ～ 234	(省略)	(省略)

(注)

建築工事の場合

建設業の許可 ……請負金額 15,000千円以上(又は延べ面積150㎡以上の木造住宅)の工事
主任技術者の専任…請負金額 **70,000千円**以上の工事
監理技術者の配置…(1次)下請契約の総額が **60,000千円**以上の工事(施工体制台帳等の作成要)
特定建設業許可……(1次)下請契約の総額が **60,000千円**以上の工事

旧

別紙－１の２

Ⅱ. 工事現場用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【元請業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】		
211	(省略)	(省略)
212	主任(監理)技術者、専門技術者の所要資格の確認 主任(監理)技術者、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。(1次)下請契約の総額が 30,000千円 以上の工事については、監理技術者資格者証を有する監理技術者の配置が必要。監理技術者資格者証に記載されている、顔写真、所属建設業者名及び資格が本人であること。所属建設業者及び資格が相違ないことを確認。))	各技術者の技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等により確認
213 ～ 215	(省略)	(省略)
216	主任(監理)技術者の専任の確認 請負代金額 25,000千円 以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
【工事施工体制の確認】		
221 ～ 225	(省略)	(省略)
226	下請業者の主任技術者の専任の確認 25,000千円 以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業日報等により確認
227 ～ 228	(省略)	(省略)
【現場における施工体系図の掲示等】		
231 ～ 234	(省略)	(省略)

(注)

建築工事の場合

建設業の許可 ……請負金額 15,000千円以上(又は延べ面積150㎡以上の木造住宅)の工事
主任技術者の専任…請負金額 **50,000千円**以上の工事
監理技術者の配置…(1次)下請契約の総額が **45,000千円**以上の工事(施工体制台帳等の作成要)
特定建設業許可……(1次)下請契約の総額が **45,000千円**以上の工事